

中野区社会的養護自立支援拠点事業 の実施について

令和6年5月13日

中野区 子ども・若者支援センター
子ども・若者相談課

支援の必要性

経緯

- 中野区児童相談所開設から2年が経過し、措置解除後の支援の必要性を感じている。
- 児童福祉法の改正に伴い、社会的養育経験者に対する自立支援について、都道府県（児童相談所設置市）の業務として規定された。（令和6年4月1日施行）

支援の必要性

社会的養育
経験者の状況

ヒアリング実施

- 虐待などのトラウマを抱えていることが多い。
- 就職、進学、入院・手術、不動産、携帯等の手続きにおいて、家族がいないため、契約等ができない場合がある。
- 病気になった時や仕事を失って帰る場所がない時、妊娠出産子育ての時等、誰かの力が必要な時に頼れる親や親族がいない。
- 孤独から精神的に不安になったり、孤立を深めてしまうことが多い。

必要な支援

- 施設等退所前の段階から、信頼できる大人が継続的に関わる支援体制
- ニーズアセスメントと自立プランの作成
- 経済的支援
- 住む場所の支援
- 医療的な支援

効果

- 社会的孤立や生活困窮の防止
- 生活・経済的・精神的自立
- 精神的な支柱、安心・安定した生活

展望

経験を強みとして、中野区に関わる人材につながる。

中野区社会的養護自立支援拠点事業【令和6年9月～実施予定】

目的

社会的養護経験者等が社会的孤立や生活困窮に陥ることなく、生活・経済的・精神的に自立し、安心・安定した生活を送ることができるよう必要な支援を行う。

対象者

義務教育終了後から29歳までの者
 (1)中野区児童相談所が措置し、児童養護施設等*を退所した者(入所等中の者を含む)
 (2)中野区内の児童養護施設等を退所した者(入所等中の者を含む)
 (3)児童養護施設等を退所した区内在住者
 (4)その他上記に準じる者

事業内容

*児童養護施設等：児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、里親 等

事業	内容		対象者
1 社会的養護 自立支援事業 (委託予定)	①継続支援計画の作成	個別の継続支援計画を作成する	(1)(2)
	②生活補助支援	相談、生活全般における各種手続きの補助や同行	(1)(2)(3)(4)
	③学び・交流支援	金銭管理等の学びや相互交流の機会提供(月1回程度)	(1)(2)(3)(4)
2 自立支度費助成事業	自立支度費	(措置解除後の進学・就学時)20万円支給	(1)(2)の内、単身生活者
3 居住支援事業	①居住費助成 <small>R7～ 実施予定</small>	家賃等の一部助成	(1)(2)の内、単身生活者で、大学就学者等
	②居住連携支援	居住支援法人との連携による物件探し等	(1)(2)(3)(4)
4 医療支援事業	①医療費助成	心理相談等費用・交通費・・・年間12万円上限(最長1年)	(1)(2)
	②医療連携支援	医療機関等との連携、受診同行等	(1)(2)(3)(4)

社会的養護自立支援拠点事業



伴走型相談・支援

◇社会的養護自立支援事業◇



- 児童相談所
- 施設・里親
- 関係機関等

◆継続支援計画作成

①対象

- ・中野区児相が措置した者
- ・中野区内施設等退所者等

②内容

- ・個別の継続支援計画の作成
- ・関係機関等情報共有・会議

◆生活補助支援

①対象

- ・中野区児相が措置した者
- ・中野区内施設等退所者等
- ・中野区在住・在勤・在学者

②内容

- ・相談、生活全般における各種手続きの補助や同行

◆学び・交流支援

①対象

- ・中野区児相が措置した者
- ・中野区内施設等退所者等
- ・中野区在住・在勤・在学者等

②内容

- ・金銭管理等生活知識・技能を学ぶ機会、交流場所の提供

◆自立支度費助成事業
自立支度初期経費 20万円

◆居住費助成事業
家賃等助成

◆医療費助成事業
医療費等助成 年間12万円

◆居住連携支援
【居住支援法人】
・住居相談、斡旋等

◆医療連携支援
【医療機関】
・医療相談、委託事業者支援

申請

支援

依頼

協力・連携

依頼

協力・連携